

事件名：粉粒体移送装置冒認出願事件	法分野：特許法
東京地裁平成 19 年 7 月 26 日判決( 46 部:設楽判事 ) <a href="http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010;jsessionid=13B9040B1E5CB768E6587C98CE4F59FA">http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010;jsessionid=13B9040B1E5CB768E6587C98CE4F59FA</a>	
<p>【事案の概要】本件は、反訴被告が出願、登録した粉粒体移送装置に関する実用新案権につき、反訴原告と反訴被告の間には、本件実用新案の登録出願は反訴原告及び反訴被告共同で行い、本件実用新案権は各持分 2 分の 1 共有とする旨の合意があったにもかかわらず、反訴被告は、反訴原告の知らぬ間に単独で出願し、単独名義で登録したと主張して、反訴原告の共有持分を 2 分の 1 とする共有持分権移転登録請求をすることを求めた事案。</p>	
<p>【争点】冒認出願について、実用新案権の共有持分権移転登録請求は認められるか。</p>	
<p>【争点に対する判断】(結論：否定)</p> <p>(i) 考案者が実用新案登録を受ける権利を有する(3I柱)</p> <p>(ii) 冒認出願は先願とは認めない(7VI)</p> <p>(iii) 無効理由(37I)とされている</p> <p>(iv) 実用新案権は出願人を権利者として設定登録により発生(14I)</p> <p>(v) 移転登録手続を認める規定なし、</p> <p>という法の構造からして、実用新案権の登録が冒認出願によるものである場合、実用新案登録出願をしていない考案者に対し実用新案登録をすることを認める結果となること、すなわち、考案者から冒認出願者に対する実用新案権の移転登録手続請求をすることを認めていない。</p> <p>最判 H13.6.12 は、真の権利者が他の共有者と共同で特許出願をした後に、冒認出願者が、真の権利者から権利の持分の譲渡を受けた旨の偽造した譲渡証書を添付して、出願者を真の権利者から冒認出願者に変更する旨の出願人変更届を特許庁長官に提出したため、冒認出願者及び他の共有者に対して特許権の設定登録がされたという事案。この事案で、共有持分移転登録手続請求を認めたとしても、真の権利者がした特許出願について特許法所定の手続を経て設定登録がされたものといえ、真の権利者の特許を受ける権利と連続性を有し、その変形と評価可能。よって、特許法の構造と整合性を欠くことにはならない。これに対し、本件で自ら出願手続を行っていない者に対し実用新案権を付与する結果を導くことは、法の構造に反する。したがって、本件の共有持分権移転登録請求には、最判の射程は及ばない。</p>	
<p>【コメント】最判 H13.6.12 の射程につき判示した点で興味深い。自ら出願したか否かがメルクマールとされており、また、登録前であれば特許権を受ける権利の確認請求、及び確認判決による出願人の名義変更が認められることに照らしても、共同開発等の事例において出願しないという選択を為した場合においても、相手方の出願を普段から監視すること、契約上何らかの手当を行うことが重要。なお、東地判 H14.7.17 も、同趣旨の判断をしている。</p>	

2007年8月30日 担当：弁護士 小野寺良文

【参考文献】最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（下）521頁（長谷川浩二執筆部分）